

令和 6 年度に実施した個別指導
において保険医療機関（歯科）
に改善を求めた主な指摘事項

東海北陸厚生局

目次

I	保険診療等に関する事項	3
1	診療録等	3
2	基本診療料	4
3	医学管理等	5
4	在宅医療	8
5	検査	10
6	画像診断	11
7	投薬	12
8	リハビリテーション	12
9	処置	13
10	手術	15
11	麻酔	16
12	歯冠修復及び欠損補綴	16
13	歯科矯正	17
14	保険外診療	18
II	診療報酬の請求等に関する事項	18
1	届出事項、報告事項等	18
2	掲示事項	18
3	診療報酬請求	18
4	一部負担金等	19
5	その他	19

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

(1) 診療録

- ① 診療録及び添付文書の整備及び保管状況について、不備のある例が認められたので改めること。
診療録が適切に編綴されていない。
- ② 保険医は、診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ③ 保険医は、診療の都度、遅滞なく診療録の記載を行うこと。
- ④ 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録を記載した後、署名又は記名押印すること。
- ⑤ 保険医が実施した診療内容について、診療録が歯科医師以外の者により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認の上、署名又は記名押印すること。
- ⑥ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日及び転帰について記載がない又は誤っている。
 - イ 主訴及び口腔内所見について記載がない又は不十分である。
 - ウ 傷病名にP及びCの略称を使用しており、病態に係る記載がない。
 - エ 歯科医学的に診断根拠のない、いわゆるレセプト病名が認められる。
 - オ 傷病名を適切に整理していない次の例が認められる。
 - i 整理していないために傷病名が多数となっている。
 - ii 長期にわたる「疑い」の傷病名がある。
 - iii 長期にわたる急性疾患等の傷病名がある。
 - iv 重複して付与している、又は類似の傷病名がある。
- ⑦ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
症状、所見、診療方針、部位及び負担金徴収額について記載がない又は不十分である。
- ⑧ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。
 - ア 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。
 - イ 手書きで加筆する場合に、加筆に必要な空行を設げず、印字横の余白に記載している。
- ⑨ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。
 - ア 診療行為の手順と異なった記載がある。
 - イ 行を空けた記載がある。
 - ウ 療法・処置欄の1行に対し複数行の記載がある。

- エ 判読困難な記載がある。
- オ 欄外への記載がある。
- カ 書き換え可能な筆記用具（鉛筆）による記載がある。
- キ 二本線で抹消せず塗りつぶし、貼り紙による訂正がある。
- ク 訂正又は追記した者、内容、日時が不明である。

⑩ 現在使用が認められていない略称又は独自の略称を使用している例が認められたので、略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（令6.3.27 保医発0327第7号）」を参照し適切に記載すること。

⑪ 診療録を訂正する必要が生じた場合に、その訂正が行われていない例が認められたので、適切に記載すること。

⑫ 歯冠修復及び欠損補綴について、保険外診療へ移行した場合は、診療録に保険外診療への移行や当該部位に係る保険診療が完結している旨を明確に記載すること。

⑬ 診療録の医療保険に関する記載と介護保険に関する記載が、下線又は枠で囲う等により区別されていない不適切な例が認められたので改めること。

（2）歯科技工指示書

① 歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

- ア 患者の氏名
- イ 設計
- ウ 作成の方法
- エ 使用材料
- オ 発行の年月日
- カ 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地

② 歯科技工指示書の発行がなく委託外注技工を行っている例が認められたので、所定の内容を記載した歯科技工指示書を発行すること。

③ 診療録と関係書類（歯科技工指示書、納品書）において、歯科技工物の製作部位、材料等及び診療内容について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認すること。

（3）歯科衛生士の業務記録

歯科衛生士が行った業務について、記録を作成していない例が認められたので改めること。

（4）提供文書

歯科衛生実地指導料、歯科疾患管理料、新製有床義歯管理料及びクラウン・ブリッジ維持管理料に係る提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供し診療録に当該文書の写しを添付すること。

2 基本診療料

（1）初診料、再診料

算定できない歯科初診料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 診療が継続している場合で、患者が任意に診療を中止し1月経過していない。

イ 歯周病等の慢性疾患である場合等であって、明らかに同一の疾病又は負傷に係る診療が継続している。

(2) 初・再診料の加算

① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。

② 歯科診療特別対応加算に係る診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

算定した日の患者の状態

3 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

① 歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患有する患者に対して、口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したものである旨を踏まえ、適切に実施すること。

② 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 1回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況、口腔の状態、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。

イ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない。

ウ 2回目以降の管理を行う際に、管理計画に変更があった場合において、変更の内容を診療録に記載していない。

エ 歯周病に罹患している患者の管理を行う場合に、歯周病検査の結果を踏まえた治療方針等を含んだ管理計画を作成していない。

③ 算定できない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

明らかに1回で治療が終了し、歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況や生活習慣の改善目標等を踏まえた継続的管理が行われていない。

④ 1回目の管理計画において診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）

イ 口腔の状態（歯科疾患）

ウ 治療方針の概要等

⑤ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき管理に係る要点について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々

の症例に応じて適切に記載すること。

⑥ 文書提供加算

算定要件を満たしていない文書提供加算を算定している次の例が認められたので改めること。

患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

⑦ 長期管理加算

ア 算定要件を満たしていない長期管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載していない。

イ 長期管理加算を初めて算定する場合に、診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項の要点

ウ 長期管理加算は、歯科疾患の重症化予防に資する長期にわたる継続的な口腔管理を評価したものであることを踏まえ、適切に実施すること。

(2) 小児口腔機能管理料

① 算定要件を満たしていない小児口腔機能管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

口腔機能の評価及び一連の口腔機能の管理計画を策定していない。

② 算定できない小児口腔機能管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

「口腔機能発達不全症に関する基本的な考え方」(令和6年3月 日本歯科医学
会)に示されている評価項目において、3項目以上に該当していない。

③ 小児口腔機能管理料を算定した月に、診療録(管理に係る記録を文書により作成
している場合はその文書)に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、管理内容について個々の症例に応じて適切に記載すること。

④ 小児口腔機能管理料は、口腔機能の発達不全が認められる小児のうち、継続的な
管理が必要な患者に対して、正常な口腔機能の獲得を目的として行う医学管理につ
いて評価したものであることを踏まえ、適切に実施すること。

(3) 口腔機能管理料

算定要件を満たしていない口腔機能管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 口腔機能の評価及び一連の口腔機能の管理計画を策定していない。

イ 口腔機能の評価及び一連の口腔機能の管理計画に係る情報を文書により提供
していない。

(4) エナメル質初期う蝕管理料

① 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、患者等
に対し、説明した内容の要点について個々の症例に応じて適切に記載すること。

② エナメル質初期う蝕管理を行うに当たっては、「エナメル質初期う蝕に関する基本的な考え方」(平成28年3月 日本歯科医学会)を参考とすること。

(5) 歯科衛生実地指導料

① 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料1を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。

イ う蝕又は歯周病に罹患している患者に対して、プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘を実施していない。

ウ 情報提供文書に記載すべき指導等の内容、口腔衛生状態(う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。)、主治の歯科医師の氏名を記載していない。

② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、歯科衛生士に行った指示内容等の要点について個々の症例に応じて適切に記載すること。

③ 情報提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 指導等の内容

イ 指導の実施時刻(開始時刻及び終了時刻)

ウ 保険医療機関名

エ 主治の歯科医師の氏名

オ 指導を行った歯科衛生士の氏名

(6) 歯周病患者画像活用指導料

① 算定要件を満たしていない歯周病患者画像活用指導料を算定している次の例が認められたので改めること。

撮影した口腔内カラー写真を診療録に添付又はデジタル撮影した画像を電子媒体に保存して管理していない。

② 算定できない歯周病患者画像活用指導料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア プラークコントロールの動機付けを目的としていない。

イ 歯科疾患管理料、周術期等口腔機能管理料(I)(II)(III)、歯科特定疾患療養管理料、歯科疾患在宅療養管理料、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料のいずれも算定している患者に該当していない。

③ 口腔内カラー写真において、プラークコントロールの動機付けに必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。

④ 歯周病患者画像活用指導料は、歯周病に罹患している患者に対しプラークコントロールの動機付けを目的として、口腔内カラー写真を用いて療養上必要な指導及び説明を行うものである旨を踏まえ、適切に実施すること。

(7) 歯科特定疾患療養管理料

診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事

項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 症状

イ 管理内容の要点

(8) 歯科治療時医療管理料

算定要件を満たしていない歯科治療時医療管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

患者の血圧、脈拍及び経皮的動脈血酸素飽和度の経時的な監視を行っていない。

(9) 診療情報提供料（I）

① 算定要件を満たしていない診療情報提供料（I）を算定している次の例が認められたので改めること。

交付した文書の写しを診療録に添付していない。

② 算定できない診療情報提供料（I）を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 紹介先の機関が未定である。

イ 治療の可否に関する問い合わせ又は診療内容の報告のみを行っている。

③ 保険給付外の診療（インプラント）であるにもかかわらず、診療情報提供料（I）を誤って算定している例が認められたので改めること。

(10) 診療情報等連携共有料

① 算定要件を満たしていない診療情報等連携共有料を算定している次の例が認められたので改めること。

交付した文書の写しを診療録に添付していない。

② 文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

診療情報等の提供依頼目的

(11) 薬剤情報提供料

① 算定要件を満たしていない薬剤情報提供料を算定している次の例が認められたので改めること。

薬剤情報を提供した旨を診療録に記載していない。

② 情報提供文書に記載すべき内容（処方した薬剤の用法）について、記載の不適切な例が認められたので、適切に記載すること。

(12) 新製有床義歯管理料

① 算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料「1 2以外の場合」又は「2 困難な場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 情報提供文書の写しを診療録に添付していない。

イ 情報提供文書を作成していない。

ウ 情報提供文書に担当歯科医師の氏名を記載していない。

② 情報提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

欠損の状態

(1) 歯科訪問診療料

- ① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療料を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 切削器具を常時携行していない。
 - イ 第1回目の歯科訪問診療の際に、当該患者の病状に基づいた訪問診療の計画の要点を診療録に記載又は当該計画書の写しを診療録に添付していない。
 - ウ 診療録に記載すべき実施時刻（開始時刻と終了時刻）について実態と異なっている。
- ② 算定できない歯科訪問診療料を算定している次の例が認められたので改めること。
 - 傷病のため通院による歯科治療が困難な患者に該当していない。
- ③ 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 患者の病状に基づいた訪問診療計画の要点
 - イ 実施時刻（開始時刻と終了時刻）
 - ウ 歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む。）
- ④ 同一建物で同一日に歯科訪問診療4として算定すべきものを、歯科訪問診療2を誤って算定している例が認められたので改めること。

(2) 歯科訪問診療料の加算

- ① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している次の例が認められたので改めること。
 - 当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。
- ② 算定できない歯科診療特別対応加算を算定している次の例が認められたので改めること。
 - 当該加算を算定した日の患者の状態が留意事項通知に定める患者「著しく歯科診療が困難な者」に該当していない。
- ③ 歯科診療特別対応加算に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - 算定した日の患者の状態
- ④ 算定要件を満たしていない歯科訪問診療補助加算を算定している次の例が認められたので改めること。
 - 算定の対象となる歯科訪問診療の時間を通じて歯科訪問診療の補助を行っていない。
- ⑤ 歯科訪問診療補助加算に係る診療録に記載すべき診療の補助を行った歯科衛生士の氏名について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

(3) 訪問歯科衛生指導料

- 算定要件を満たしていない訪問歯科衛生指導料を算定している次の例が認められたので改めること。

歯科衛生士等に指示した内容を診療録に記載していない。

(4) 歯科疾患在宅療養管理料

- ① 算定要件を満たしていない歯科疾患在宅療養管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

当該管理を開始する時期、管理計画の内容に変更があったとき及びその他療養上必要な時期に管理計画を策定していない。

② 算定要件を満たしていない歯科疾患在宅療養管理料に係る文書提供加算を算定している次の例が認められたので改めること。

患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

(5) 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

算定要件を満たしていない在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 患者の全身の状態、口腔内の状態及び口腔機能の状態等の評価をもとにした管理計画を作成していない。

イ 当該指導管理の開始に当たって、全身の状態（基礎疾患の有無、服薬状況、肺炎の既往等）、口腔の状態（口腔衛生状態、口腔粘膜の状態、口腔乾燥の有無、歯科疾患、有床義歯の状況、咬合状態等）、口腔機能（咀嚼の状態、摂食・嚥下の状況及び構音の状況、食形態等）等のうち患者の状態に応じた口腔管理に当たって必要な評価を行っていない。

ウ 管理計画の要点を診療録に記載していない又は当該管理計画書の写しを診療録に添付していない。

エ 指導管理を20分以上実施していない。

5 検査

(1) 歯周病検査

① 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうち歯周ポケット測定（1点以上）、歯の動搖度の結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。

イ 1口腔単位で実施していない。

② 混合歯列期の患者に対して漫然と歯周基本検査を実施している例が認められたので、歯周組織の状態、歯年齢等により、混合歯列期歯周病検査、歯周基本検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。

③ 歯周基本検査における歯の動搖度の検査結果について、診療録に添付した記録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。

④ 算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうち歯周ポケット測定（4点以上）、プロービング時の出血の有無、歯の動搖度、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

イ 1口腔単位で実施していない。

⑤ 漫然と歯周精密検査を実施している例が認められたので、歯周組織の状態、治療の内容等により、歯周基本検査、歯周精密検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。

⑥ 歯周精密検査における歯の動搖度の検査結果について、診療録に添付した記録の

記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。

- ⑦ 算定できない歯周病検査を算定している次の例が認められたので改めること。
同一日に口腔内消炎手術を算定している。
- ⑧ 1月以内の再度の歯周病検査について、所定点数の100分の50に相当する点数として算定すべきものを所定点数で算定している例が認められたので改めること。
- ⑨ 歯周病検査において、検査歯数から除外すべき残根歯（歯内療法、根面被覆、キーパー付き根面板を行って積極的に保存した残根を除く。）を含めた歯数の区分で算定している例が認められたので改めること。
- ⑩ 歯周病検査を実施した歯数について、「ロ 10歯以上20歯未満」を「ハ 20歯以上」として誤って算定している例が認められたので改めること。
- ⑪ 急性炎症を伴う歯に対して口腔内消炎手術を行った後の歯周病検査については、適切な期間をあけて実施すること。
- ⑫ 2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療による歯周組織の変化の比較検討（歯周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握した上で治癒の判断又は治療計画の修正）や、歯周外科手術実施後の歯周組織の変化の比較検討を目的として実施するものであるので、検査については適切な期間をあけて実施すること。

（2）顎運動関連検査

- ① ゴシックアーチ描記法の検査結果について、診療録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。
- ② 顎運動関連検査は、当該検査を実施することにより支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上のブリッジ、多数歯欠損に対する有床義歯の適切な製作が可能となる場合又は少数歯欠損において顎運動に係る検査を実施することにより適切な欠損補綴が可能となる場合に行うものであることを踏まえ、適切に実施すること。

6 画像診断

（1）総論的事項

- ① 必要性の認められない歯科用3次元エックス線断層撮影を行っている例が認められたので改めること。
- ② 撮影した歯科エックス線写真を確認できない例が認められたので、適切に整理・保管すること。
- ③ 歯科疾患の診断に際して、歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影又は歯科部分パノラマ断層撮影等、各種撮影方法を比較考慮した内容に関して診療録への記載がなく、歯科用3次元エックス線断層撮影を第一選択とした理由が確認できない例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- ④ 歯科疾患の画像診断に際しては、疾患の状態や撮影範囲、得られる結果等を十分考慮し適切な撮影方法を選択すること。
- ⑤ 歯科エックス線撮影において、位置づけを適切に行っていない例が認められたので、正確な位置づけを行うこと。

（2）診断料

- ① 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

- ア 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。
- イ 歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載している写真診断に係る必要な所見が実態と異なっている。

② 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る必要な所見について、記載の不十分な例が認められたので個々の症例に応じて適切に記載すること。

7 投薬

投薬

- ① 医薬品医療機器等法の承認事項からみて、次の不適切な投薬が認められたので改めること。
 - 適応外
- ② 医師が処方すべき薬剤を歯科医師が処方している不適切な例が認められたので改めること。
- ③ 患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認せずに投薬している例が認められたので、適切に確認すること。
- ④ 処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている例が認められたので、病態、症状及び経過等を考慮の上、投薬日数をその都度決定すること。
- ⑤ 投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例に応じて適切に判断すること。
- ⑥ 投薬を行うに当たっては、相互作用（併用注意）をよく理解し、個々の症例に応じて適切に判断すること。

8 リハビリテーション

(1) 摂食機能療法

算定要件を満たしていない摂食機能療法「1 30 分以上の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

診療録の記載内容等から判断して、1回につき 30 分以上訓練指導を実施したとは認められない。

(2) 歯科口腔リハビリテーション料 1

- ① 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料 1 「1 有床義歯の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

調整部位又は指導内容等の要点を診療録に記載していない。

- ② 歯科口腔リハビリテーション料 1 「1 有床義歯の場合」を算定している場合に、診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、調整部位又は指導内容等の要点について個々の症例に応じて適切に記載すること。

(3) 歯科口腔リハビリテーション料 2

算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料 2 を算定している次の例が認められたので改めること。

実施内容等の要点を診療録に記載していない。

9 処置

(歯の疾患の処置)

(1) う蝕処置

① 算定要件を満たしていないう蝕処置を算定している次の例が認められたので改めること。

算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない。

② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、処置内容等について個々の症例に応じて適切に記載すること。

(2) 咬合調整

歯冠形態の修正を行った際に、診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 修正理由

イ 修正箇所

(3) 知覚過敏処置

知覚過敏処置において、症状、所見、治療内容及び経過等について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(4) う蝕薬物塗布処置

医薬品医療機器等法の承認と異なる用法でフッ化ジアンミン銀を使用している不適切な例が認められたので改めること。

(5) 歯内療法

① 総論的事項

歯内療法において、症状、所見、治療内容及び経過等について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

② 加圧根管充填処置

ア 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認められたので改めること。

- ・ 繁密な根管充填を行っていない。
- ・ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像又は歯科部分パノラマ断層撮影画像が根管充填の確認に利用できない。

イ 加圧根管充填処置について、2根管で算定すべきものを3根管以上として誤って算定している例が認められたので改めること。

③ 抜歯を前提とした歯内療法

抜歯を前提とした急性症状の消退のための根管拡大等に係る症状、所見及び治療内容について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(歯周組織の処置)

(1) 総論的事項

- ① 歯周病に係る症状及び所見等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- ② 歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」(令和2年3月 日本歯科医学会)を参考に適切な治療を行うこと。
- ③ 歯周病に係る診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確な例が認められたので、歯周病検査及び画像診断の結果等を診断及び治療に十分活用すること。

(2) 歯周基本治療

- ① 歯周基本治療（スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング）において、部位又は歯数を誤って算定している例が認められたので改めること。
- ② 不適切な歯周病検査の結果に基づいて、歯周基本治療（スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング）を実施している不適切な例が認められたので改めること。
- ③ 必要性の認められない歯周基本治療（スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング）を実施している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。

(3) 歯周病定期治療

- ① 算定要件を満たしていない歯周病定期治療を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 患者又はその家族等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない。
 - イ 歯周病定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる場合において、全身的な疾患の状態により歯周病の病状に大きく影響を与える場合に主治の医師からの文書を診療録に添付していない。
- ② 算定できない歯周病定期治療を算定している次の例が認められたので改めること。
 - 一時的に症状が安定した状態に至っていない。
- ③ 管理計画書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 歯周病検査の結果の要点
 - イ 歯周病定期治療の治療方針

(4) 歯周病重症化予防治療

管理計画書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

歯周病重症化予防治療の治療方針

(その他の処置)

(1) 口腔内装置

- ① 顎関節症又は歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見及び診断等について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 口腔内装置 2 又は 3 で算定すべきものを口腔内装置 1 又は 2 として誤って算定

している例が認められたので改めること。

(2) 口腔内装置調整・修理

口腔内装置調整に係る診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 調整の部位

イ 調整の方法

(3) 歯冠修復物又は補綴物の除去

① 除去した歯冠修復物・補綴物の部位及び種類について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

② 算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している次の例が認められたので改めること。

キーパー付き根面板、メタルコア又は支台築造用レジンを含むファイバーポストであって歯根の3分の1以上のポストを有するものに該当していない。

(4) 有床義歯床下粘膜調整処置

算定できない有床義歯床下粘膜調整処置を算定している次の例が認められたので改めること。

旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製が必要とされる場合に該当していない。

(5) 機械的歯面清掃処置

① 算定要件を満たしていない機械的歯面清掃処置を算定している次の例が認められたので改めること。

当該処置を行った歯科衛生士の氏名が診療録に記載されていない。

② 算定できない機械的歯面清掃処置を算定している次の例が認められたので改めること。

歯科疾患管理料、周術期等口腔機能管理料（III）（IV）、回復期等口腔機能管理料、歯科特定疾患療養管理料又は歯科疾患在宅療養管理料のいずれも算定していない。

(6) フッ化物歯面塗布処置

① 算定要件を満たしていないフッ化物歯面塗布処置を算定している次の例が認められたので改めること。

歯科衛生士が当該処置を実施した場合に、当該業務に関する記録を作成していない。

② 算定要件を満たしていないフッ化物歯面塗布処置「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

初回の算定時に、病変部位の口腔内カラー写真を撮影していない。

10 手術

(1) 抜歯手術

① 抜歯手術（難抜歯加算、埋伏歯）における症状、診断所見、手術内容及び術後経過について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ② 抜歯手術の所定点数に含まれ別に算定できない抜歯と同時に行つた歯槽骨整形手術又は歯の破折除去の費用を算定している例が認められたので改めること。
- ③ 歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等に該当していない場合に、算定できない難抜歯加算を算定している例が認められたので改めること。
- ④ 算定できない抜歯手術「4 埋伏歯」を算定している次の例が認められたので改めること。

骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当していない。

(2) 口腔内消炎手術

- ① 算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定している次の例が認められたので改めること。

手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 手術部位

イ 症状

ウ 手術内容の要点

(3) 歯周外科手術

歯周外科手術「4 歯肉剥離搔爬手術」における所見、手術内容及び術後経過について診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

11 麻酔

伝達麻酔・浸潤麻酔

浸潤麻酔における使用量について、診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

12 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

- ① 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。

イ 診療録に記載すべき内容（製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点）が実態と異なっている。

- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 欠損部の状態

イ 欠損補綴物の名称及び設計等の要点

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料

① 算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 患者に対して文書により当該維持管理に係る情報提供を行っていない。

イ 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

② 患者への提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分又は不適切な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

保険医療機関名

(3) **歯冠形成・歯冠修復**

算定できないう蝕歯無痛的窩洞形成加算を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 特定診療報酬算定医療機器の「う蝕除去・窩洞形成用レーザー」に該当するレーザー機器を使用していない。

イ エアータービン等歯科用切削器具を用いている。

(4) **歯冠修復**

① CAD/CAM冠用材料(III)、(IV)の材料の名称及びロット番号等を記載した文書(シール等)が適切に保存・管理されていないため、診療録に添付する等適切に保存、管理すること。

② 同一部位に対してう蝕歯即時充填形成及び充填を極めて短期間に繰り返し実施している不適切な例が認められたので改めること。

(5) **有床義歯**

① 残根上義歯の製作に当たっては、当該残根歯に対して適切な歯内療法及び根面被覆を行うこと。

② 高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆が完了できなかつた場合に義歯を製作した際に、その理由について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(6) **有床義歯修理**

① 算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している次の例が認められたので改めること。

　　修理内容の要点を診療録に記載していない。

② 有床義歯修理に係る診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、修理内容の要点について個々の症例に応じて適切に記載すること。

13 **歯科矯正**

(1) **総論的事項**

算定できない歯科矯正に係る一連の費用を算定している次の例が認められたので改めること。

「厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常」、「3歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常(埋伏歯開窓術を必要とするものに限る。)」、「顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに限る。)の手術の前後における療養」のいずれ

にも該当していない患者である。

(2) 歯科矯正管理料

算定要件を満たしていない歯科矯正管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

経過模型による歯の移動等の管理を行っていない。

(3) 装着

フォースシステムの加算を算定する場合に、診療録に記載すべき内容（力系に関するチャート）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

14 保険外診療

- ① 保険診療から保険外診療又は保険外診療から保険診療に移行した場合は、診療録に移行した旨を記載すること。
- ② 保険外診療に係る診療録は、保険診療用の診療録とは別に作成すること。
- ③ 保険診療と保険外診療の峻別を図ること。

II 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項、報告事項等

- ① 次の届出事項について、変更が認められたので速やかに東海北陸厚生局長あてに届け出ること。
 - ア 保険医の勤務形態
 - イ 保険医の異動
 - ウ 標榜診療科目、標榜診療時間、標榜診療日
- ② 次の保険外併用療養費に係る報告事項について、報告をしていなかった又は変更の報告をしていなかったので速やかに東海北陸厚生局長あてに報告すること。
 - ア 金属床による総義歯に係る金属の種類及び費用
 - イ う蝕に罹患している患者の指導管理に係るフッ化物局所応用、小窩裂溝填塞の費用

2 掲示事項

保険医療機関の掲示事項に不備が認められたので、速やかに適切な掲示をすること。

- ア 明細書の発行に関する事項の掲示をしていない。
- イ 明細書の発行に関する事項の掲示内容が誤っている。

公費負担医療に関する明細書について、希望する場合に交付すると記載している。

- ウ 施設基準に係る事項の掲示をしていない。
- エ 保険外併用療養費の療養の内容及び費用に関して掲示していない。

3 診療報酬請求

総論的事項

- ① 診療録と診療報酬明細書において、部位、傷病名、所定点数及び合計点数について一致しない例が認められたので、保険医療機関、保険医により十分に照合・確認を行い適切に記載すること。

- ② 審査支払機関からの返戻、増減点連絡書は、内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなどその活用を図ること。
- ③ 診療報酬の請求に当たっては、審査支払機関への提出前に必ず主治医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。

4 一部負担金等

(1) 一部負担金

- ① 一部負担金の徴収について、次の例が認められたので、適切に徴収すること。
 - ア 徴収すべき者から適切に徴収していない。
 - イ 減免している。
 - ウ 計算方法が誤っている。
 - エ 診療の都度、徴収していない。
- ② 未収の一部負担金の管理が不十分な次の例が認められたので改めること。
 - ア 管理簿を作成していない。
 - イ 納入督促を行っていない。
- ③ 診療報酬明細書の作成、確認時に算定内容を修正した際に、一部負担金に過不足が生じた場合は、患者に適切に追徴や返金等の対応をすること。
- ④ 審査支払機関が行った減額査定を認容した結果、一部負担金に過徴収が生じた場合は、患者に適切に返金等の対応をすること。

(2) 領収証・明細書

- ① 明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がなかった場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならないので、適切に交付すること。
- ② 一部負担金の発生しない患者（全額公費負担を除く）について、明細書を発行していない例が認められたので、適切に交付すること。

5 その他

- ① 技工関係に関する書類の一部を保存していなかった。療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録は、その完結の日から3年間保存すること。
- ② 保険医は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険診療に努めること。
- ③ 保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者、管理者、保険医として備えるべき知識の修得に努めること。
- ④ 過去に出席した個別指導における指導内容等を以後の診療や保険請求に反映させるなど活用を図ること。